

## 富士見都市計画地区計画（富士見上南畠地区）の変更に係る意見書の要旨と市の見解

都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づく都市計画変更案の縦覧において、同法第17条第2項に規定する意見書が1通提出されたため、同法第19条第2項の規定に基づき、富士見市都市計画審議会に要旨を提出するものです。

### 1. 意見書の要旨等

No.	分類	意見書の要旨	備考
1	賛否分類なし	<p>(1) 調整池の規模については、当初決定時点から今回の変更案縦覧時点まで、同様の地域別調整容量で算定されているのか。</p> <p>(2) 変更案の調整池1号について、当初決定時と同じ深さで設計していないのは何故か。</p>	<p>(1) 地区計画の変更案に対するご意見ではありませんが、設計を行っている埼玉県企業局へ情報提供し、以下のとおり回答を得ました。</p> <p>＜埼玉県企業局＞</p> <p>調整池の規模については、当初決定時点から今回の変更案縦覧時点まで、同様の地域別調整容量で算定しています。</p> <p>(2) 地区計画の変更案に対するご意見ではありませんが、設計を行っている埼玉県企業局へ情報提供し、以下のとおり回答を得ました。</p>

		<p>&lt;埼玉県企業局&gt;</p> <p>調整池の設計を進めていたところ、当初考えていた水深の調整池を築造するためには大規模な地盤改良等が必要となることから、地盤改良が不要となるよう水深を浅く変更したものです。</p> <p>水深を浅くした代わりに面積を広くすることで、条例に基づく容量を維持しています。</p>
--	--	--

## 2. 市の見解

現在の変更案の内容で支障ないと考えます。